# 補聴器購入費を助成します

加齢による聴力低下により日常生活に支障がある高齢者の 補聴器購入にかかる費用を一部助成し、ご友人やご家族と のコミュニケーションや社会参加を支援します

# 申請できる人

次のすべての条件を満たしている方

- ◆ 本市に住所を有し現に居住している**65歳以上の方**
- ◆ 聴覚障害による**障害者手帳を所持していない方**
- ◆ 両耳の平均聴力レベルが70デシベル未満で、**耳鼻科医 師により補聴器を使用する必要があると認められた方**
- ◆ 他の法令等の助成対象でない方
- ◆ 市税等の滞納がない方



## 助成額

補聴器購入費の2分の1以内(<u>**上限30,000円**</u>) ※助成は一人1回限り(修理代や文書料は対象外)

# 申請する前に

- ◆ 耳鼻科医師から必要があると診断を受けた方に限ります
- ◆ 交付決定前に購入した補聴器は対象外です
- ◆ 医師や家族とよく相談してから申請しましょう

#### お問い合わせ・申請書提出先

#### 御殿場市 健康福祉部 長寿福祉課

〒412-8601 御殿場市萩原483 (御殿場市役所 東館1階)

電話:0550-83-1463 FAX:0550-84-1046

# ~手続きの流れ~

まずは耳鼻科を受診・検査!

## 聴こえにくいかな?と感じたら

- ① 市役所・各支所・駅前サービスセンターで、 「申請書」を受け取ります
- ② 耳鼻咽喉科を受診・検査の結果、「障害者手帳対象 ではないが補聴器が必要」と診断されたら、申請書 の「医師の証明欄」に記入してもらいます
- ③ 販売店等で補聴器を選び「見積書」を依頼します
- ④ 「申請書」と「見積書」を長寿福祉課に提出します



# 市で助成の可否を確認します



## 助成が決まったら

- ⑤ 「交付決定通知書」「補聴器購入費助成券」と 「助成金請求書」が届きます
- ⑥ 見積をとった補聴器販売店で補聴器を購入して、 「領収書」をもらいます
- ① 購入から<u>1か月以内</u>に「助成金請求書」に必要事項を記入し、「領収書」「助成券」と一緒に市に 提出します \_\_\_\_\_

### 市から助成金が交付されます

※販売店によって⑥購入と⑦助成金の請求方法が 異なることがあります。販売店でご確認ください

### 購入したら

◆ 補聴器は購入した後の調整や トレーニングが大切です

